

第37回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和4年6月17日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

浦野真美子（委員長）、菅野敏夫、紺野登喜子、坂本真一、須藤康子、中田和宏、中村英康、堀田さつき、牧野宇周、渡辺慎太郎（五十音順、敬称略）

2 説明者

大友事務局長、平塚首席家庭裁判所調査官、岩田首席書記官、加藤主任書記官

3 係員

赤津総務課長、渡邊総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨

1 福島家裁における家事調停の運営充実に向けた取組について～調停制度発足100周年を迎えて～

(1) 説明：調停制度発足100周年に関する各種広報活動の説明

（説明者：加藤主任書記官）

加藤主任書記官から、調停制度発足100周年に関する各種広報活動の実施状況及び今後の活動予定について説明した。

(2) 意見交換①

別紙①のとおり

(3) 説明：福島家裁における家事調停の運営充実に向けた取組状況の説明

(説明者：加藤主任書記官)

加藤主任書記官から、家事調停制度の概要及び福島家庭裁判所における制度の運営充実に向けた取組状況について説明した。また、取組例として、福島家庭裁判所職員による「WBM（ホワイト・ボード・マグネット）調停」の模擬実演も行った。

(4) 意見交換②

別紙②のとおり

(5) 説明：調停委員の役割等の説明

(説明者：加藤主任書記官)

加藤主任書記官から、調停委員の役割及び調停委員の給源について説明した。

(6) 意見交換③

別紙③のとおり

2 次回（第38回）開催について

(1) 日時

令和4年11月18日（金）午後1時30分

(2) テーマ

追って定める。

第6 閉会

以上

(別紙①)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換①について)

(委員)

家事調停手続に関して、出前講義の実績はあるのか。また、裁判所では、SNSを利用した広報活動を行う予定はないのか。

(説明者)

家事調停手続に関する出前講義の実績はない。また、SNSを利用した広報活動を行う予定は今のところないが、SNSの利用者層と裁判所の手続の利用者層等、広報活動から得られる効果等を予測しながら利用を検討したい。

(委員)

地方公共団体と連携したり、地方公共団体と関連のある団体で出前講義を実施したりすれば、実施結果を地方公共団体のSNSで広報してもらえる等のメリットがあるのではないかと。

(委員)

調停制度発足100周年のポスターは、デザインや色合いが良く、人の目を引くのではないかと思った。家事調停手続に関する出前講義は、私が所属する団体でも実施してもらいたいと感じた。

(委員)

キャラクター及びキャッチコピーに福島の裁判所職員作成のものが含まれていると説明があったが、裁判所職員が応募したというのは何か理由があるのか。また、困難に直面する当事者に届くような広報活動をしてほしいと思う。

(説明者)

キャラクター及びキャッチコピーの募集は、最高裁判所が全国の裁判所職員を対象として行ったものであり、作品の採用は厳正な審査の下で行われた。

(委員)

キャラクターやキャッチコピーがあると、裁判手続を身近に感じる。家事調停手続については、これまでも様々な広報活動がなされていたと思うが、100周年の記念の年を過ぎる令和5年3月31日以降も積極的に広報してほしい。特に、高校生・大学生に対する広報活動については、成年を迎える前から手続を理解してもらうためにも、出前講義を行っていることの周知を含めた積極的な広報活動をした方が良いのではないか。また、調停制度発足100周年に関連した報道機関を通じての広報活動については、高校生や大学生が接しやすい時間帯や方法を選んだり、視覚・聴覚障害のある方にも情報が届くような方法を選んだりなどの工夫が必要だと思う。

(委員)

先ほど説明を聞いて、調停制度発足100周年であることを知った。キャラクターやキャッチコピーは、職員に限定することなく、一般公募で作成しても良かったのではないか。裁判所の広報活動については、全体的に必要な人が必要な時に情報にアクセスすることを前提とするものが多いように感じる。もう少し情報を発信することを意識してもよいのではと思う。出前講義を開催することの困難さは理解できる。

以 上

(別紙②)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換②について)

(委員)

WBM調停については、ホワイトボードの記載を映した写真を印刷しているとのことだったが、当事者に当該印刷物を交付することがあるのか。

(説明者)

当該印刷物については、記録として保管しているものではないので、記録閲覧ないし謄写の対象外となる。

(委員)

現在までに、当事者から当該印刷物を交付してほしいと言われたことはないが、今後、言われる可能性はあると思う。全国的には、当該印刷物のような書面を当事者に交付している裁判所もあると聞いている。申出があった場合に、当該印刷物が記録ではないことも踏まえて、対応を検討することになると考える。

(委員)

模擬調停ではすぐに話がまとまっていたが、実際の調停は、当事者から話を聞くのがもっと大変だと思う。実際の調停でも、模擬調停と同様に、男性の調停委員が男性の当事者に質問し、女性の調停委員が女性の当事者に質問するのか。

(委員)

明確な決まりはない。1つの事件を担当する調停委員2名が男性1名・女性1名で構成されることが多く、相方となった調停委員と話し合っ、質問時の役割分担を決める。

(委員)

調停事件は、終局まで平均でどのくらいの期間がかかるのか。また、かかる期間が短くなったり等の近年の傾向はあるのか。

(説明者)

明確な統計データの手持ちがないが、平均して五、六か月、調停の回数で換算すると三、四回で終局している印象である。また、肌感覚として、審理期間の短長に関する傾向はないように思う。

(委員)

裁判所では、「利用しやすい調停」「利用者のニーズに適った調停運営」を目指して、説明した各種取組を実施している。利用者のニーズの一つとして、審理期間の短縮があると考え。そうしたニーズと調停手続の進行内容の充実の観点から、現在の取組みの実施に至っており、取組を通じて争点を絞ったうえで、争点が見える化して当事者と共有し、前記進行内容の充実や審理期間の短縮化を図っているところである。

(委員)

ホワイトボードの記載を映した写真を印刷した用紙を持って帰りたいと言い出せない当事者もいると思う。調停中に当事者がメモを取る場合に備えて、裁判所で、ホワイトボードの記載に沿ったメモが取れる用紙を用意するのはどうか。

(委員)

代理人として、当事者に対しては、申立時に、調停不成立の場合の手続の見通しも説明している。裁判所では、調停手続の中で、調停不成立の場合の手続推移に関する説明を、どのように活用しているのか。

(委員)

非常に重要な視点だと思う。先々の手続の見通しを当事者に説明することは、当事者がどういった内容で調停を終局させるのか、手続選択の意味も含むと考える。調停委員とも、評議の中で先の手続推移について話すこともある。

(委員)

調停手続に対しては、終局結果が不成立となることが多い印象を持っている。当事者が来なかったり、手続終局までに何年もかかったりするケースもあるのか。

(説明者)

当事者が来ないケースは、それほど多くはない。令和4年1月から5月までに終局した福島家裁本庁の事件では、全体の約55パーセントの事件が調停成立で終局している。

以 上

(別紙③)

意見交換・質疑応答の要旨

(意見交換③について)

(委員)

現在、調停委員の数は、適正に確保されているという状況なのか。

(委員長)

数としては足りているが、より幅広い人材を確保するという観点からすると、給源の確保は課題である。

(委員)

調停委員の候補となろうとする方には、有職者も多いと思う。仕事を持つ人が調停委員となるには、職場での休暇取得等のハードルが高いため、調停委員になれる人や推薦依頼をする団体が限定されてくるのではないかと感じている。

(委員長)

有職者が調停委員となるためには、職場の理解が必要であり、職場に対する裁判所からの働きかけについても課題になる。

(委員)

調停委員に求められる適性とは、何なのか。

(委員)

適性のある調停委員像としては、話し合いを通じて紛争解決を図るという調停手続の趣旨に鑑みて、社会経験が豊富な良識ある方で、当事者と円滑なコミュニケーションができる方であると考えている。

(委員)

実際に調停委員を経験してみて、職務の魅力にはどんなものがあるのか。調停委員の魅力を発信しながら、給源拡大を目的とする広報活動を行っていく方法もあるのではないかと。

(委員)

調停委員になってみないか、と声を掛けられて、新たな分野の挑戦がしたかったので調停委員になった。法律に関する知識が全くなかったが、裁判所の研修や調停委員の自主研修、実際の手続を通じて知識を蓄積してこられた。当事者から学ぶことも多く、試行錯誤を繰り返しながら、日々、調停委員としての職務にあっている。やりがいのある仕事をさせていただいていると感じている。

以 上